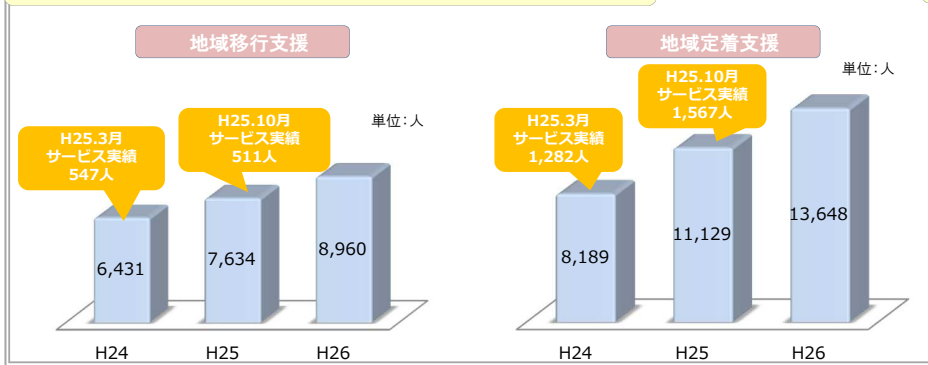
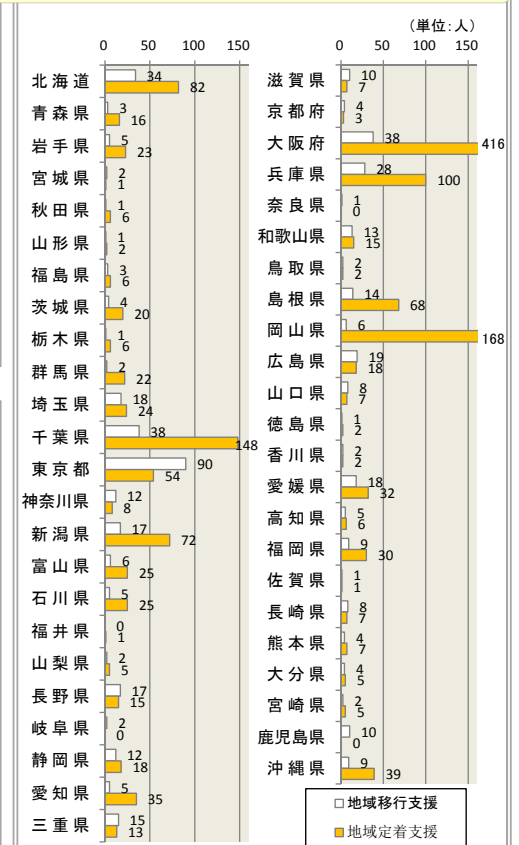


地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用者数実績等

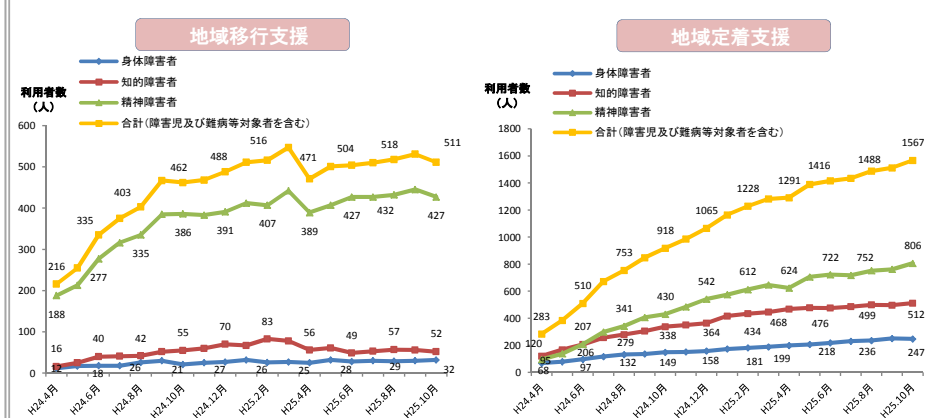
◆ 第3期障害福祉計画における見込量



◆ 都道府県別利用者数 (H25.10)



◆ 障害別利用者数の推移 (H24.4～H25.10)



〔宿泊型自立訓練〕

○ 対象者

日中、一般就労や外部の障害福祉サービス並びに同一敷地内の日中活動サービスを利用している者等

※ 対象者に一定期間、夜間の居住の場を提供し、帰宅後に生活能力等の維持・向上のための訓練を実施。または、昼夜を通じた訓練を実施するとともに、地域移行に向けた関係機関との連絡調整を行い、積極的な地域移行の促進を図ることを目的とする。

○ サービス内容

- 食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を実施
- 個別支援計画の進捗状況に応じ、昼夜を通じた訓練を組み合わせ
- 利用者ごとに、標準利用期間は原則2年間(長期入院者等の場合は3年間)とし、市町村はサービスの利用開始から1年ごとに利用継続の必要性について確認し、支給決定の更新を実施

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 生活支援員 → 10:1以上
- 地域移行支援員 → 1人以上 等

○ 報酬単価 (平成24年4月～)

■ 基本報酬

宿泊による訓練 (標準利用期間が2年間とされる利用者) 267単位(2年以内)～160単位(2年超)
(標準利用期間が3年間とされる利用者) 267単位(3年以内)～160単位(3年超)

■ 主な加算

夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅰ)・(Ⅱ)

→(Ⅰ) 警備会社との契約等により夜間において必要な防災体制を確保している場合 12単位
(Ⅱ) 夜間及び深夜の時間帯において、利用者の緊急事態等に対応するための連絡体制・支援体制が適切に確保されている場合 10単位

通勤者生活支援加算

→職場での対人関係の調整や相談・助言及び金銭管理についての指導等就労を定着させるために必要な日常生活上の支援を行っている場合 18単位 **看護**

職員配置加算(Ⅱ)

→健康上の管理などの必要がある利用者があるために看護職員を常勤換算方法で1以上配置している場合 13単位

○ **事業所数** 249(国保連平成25年10月実績)

○ **利用者数** 4,240(国保連平成25年10月実績)

宿泊型自立訓練の地域移行・地域生活支援機能の強化

改正障害者自立支援法の施行に伴い、平成24年度からは**宿泊型自立訓練と就労継続支援などの日中活動サービスやショートステイの事業等を組み合わせる実施しやすくとともに、新たに創設する地域移行支援・地域定着支援を組み合わせる実施すること**等により、病院・入所施設からの地域移行・地域生活への定着を一層促進。

～H24.3.31 24.4.1～

▲ 改正障害者自立支援法の施行・新体系移行の期限

精神障害者生活訓練施設、知的障害者通 勤寮など旧体系施設

(昼夜を通じた社会復帰のため訓練等)

※旧体系施設については、平成24年3月末
までに新体系へ移行することが必要

地域移行・地域生活支援機能の強化を図る観点等
から**宿泊型自立訓練の規制の見直し**を検討

① 標準利用期間が3年の場合の報酬設定の見直し等

- ・ 長期間入院していた者等の減額単価（162単位）の適用時期を現行の2年から標準利用期間である3年を超える場合に延長。
- ・ 支給決定プロセスの見直しに伴い、長期入院者に加え、長期のひきこもりなど長期の支援が必要な場合は、標準利用期間を3年とするよう、自治体・事業者等に周知。

② 短期入所を行う場合の要件緩和（空床の利用）

宿泊型自立訓練等においても、必要な人員を配置した場合には、空床等を利用して短期入所事業が実施できるよう、現行基準を見直し。

など

宿泊型自立訓練

(夜間における地域生活のための訓練等)

+

事業者の選択により、次のサービスを
組み合わせる実施

日中活動サービスの実施

(自立訓練(生活訓練)、就労継続支援B型など)

ショートステイの実施

(再入院の予防・悪化時の受け入れなど)

地域移行支援・地域定着支援の実施

(新生活の準備支援、24時間の相談支援体制、緊急時対応など)



連携

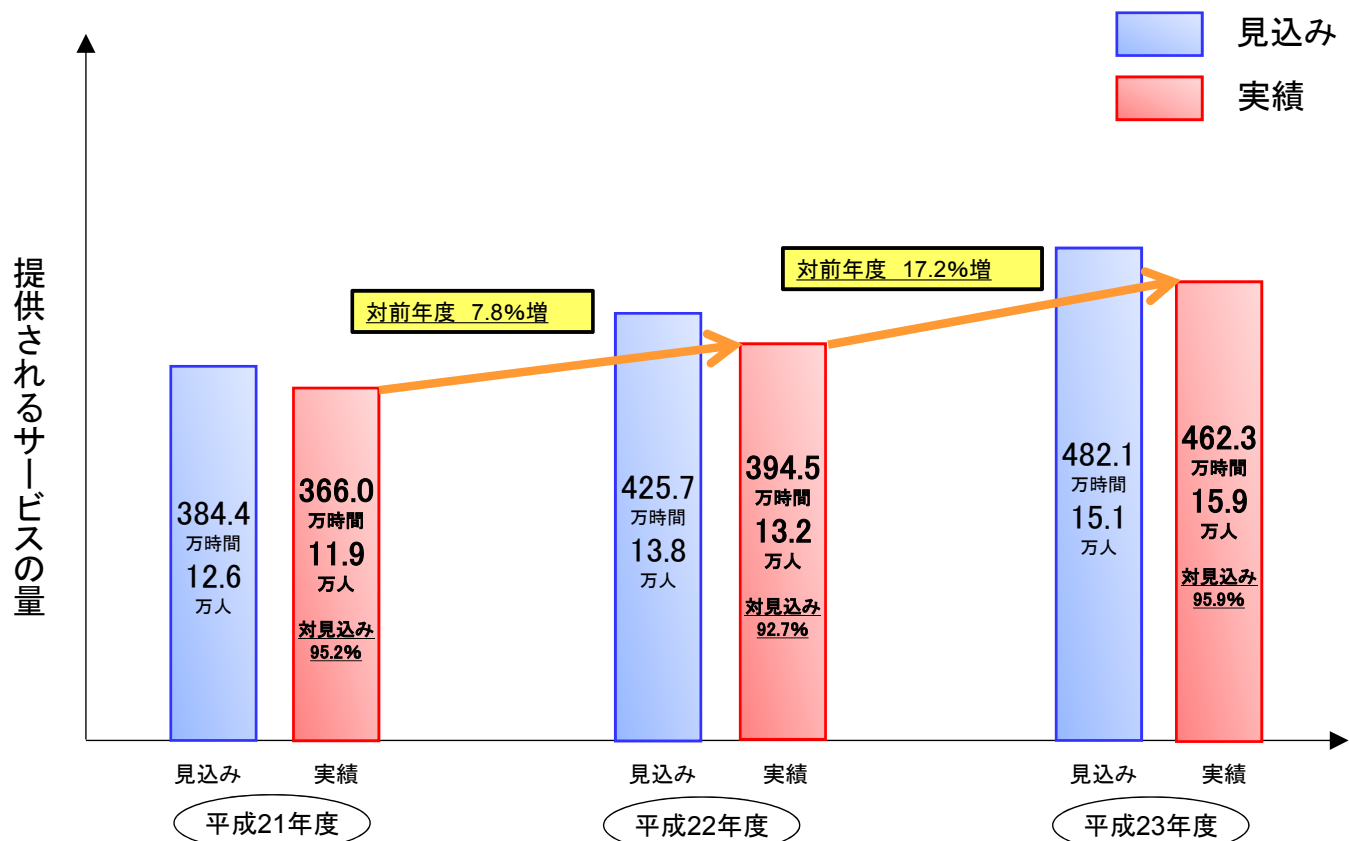


★相談支援の充実

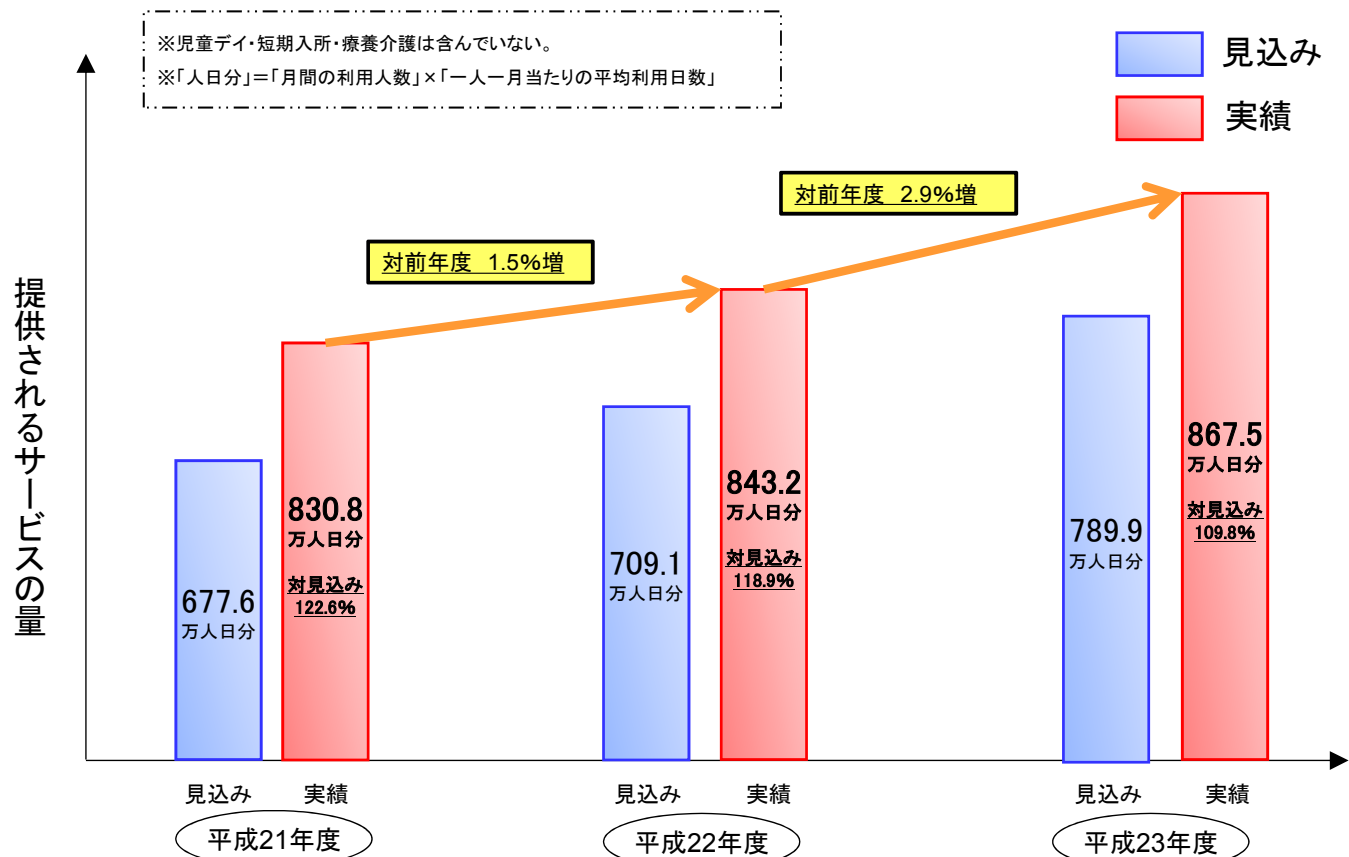
- ・ ケアマネジメントの導入によりサービス利用計画案を重視
- ・ 相談支援体制の強化(地域移行支援・地域定着支援の個別給付化)など

3. 地域の保健医療福祉資源

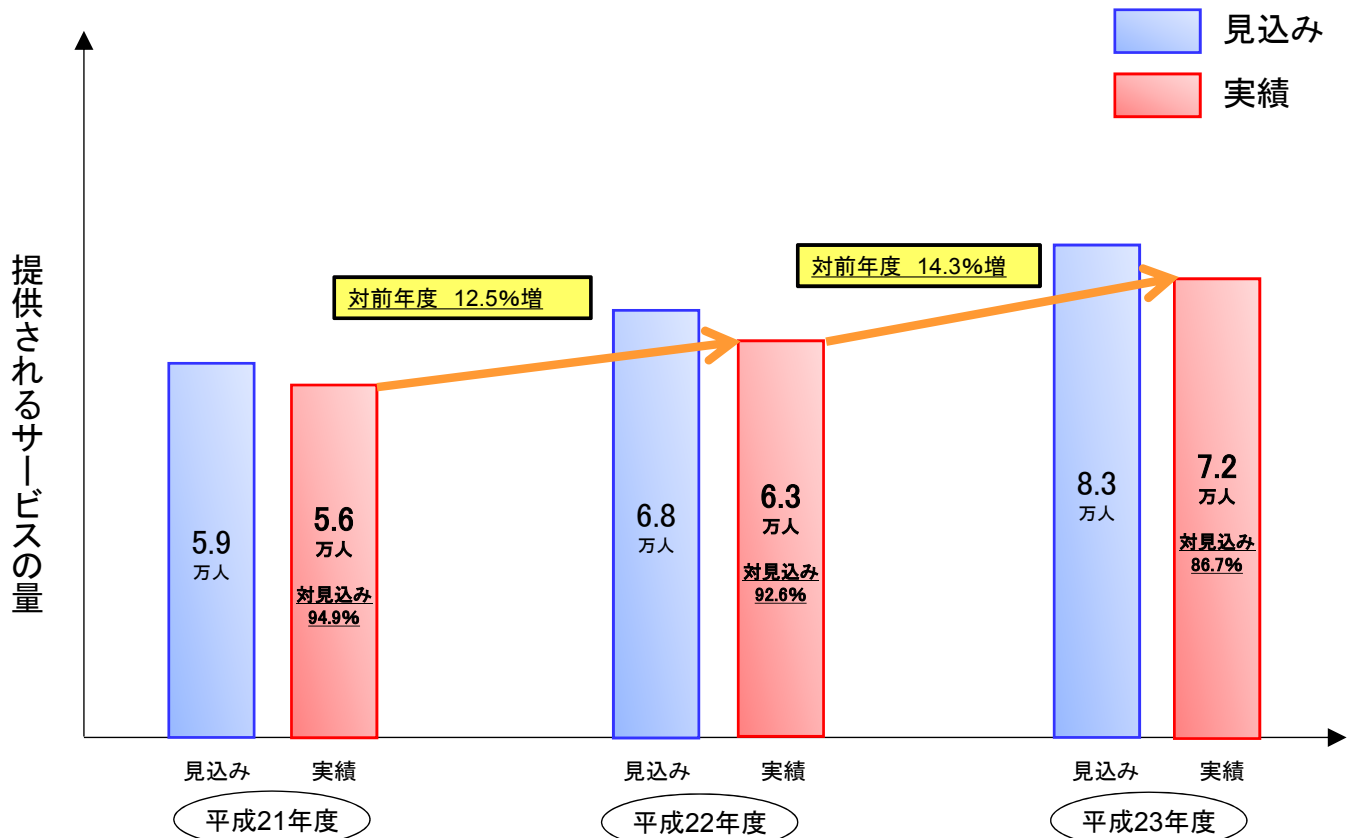
障害福祉サービス見込量と実績の比較推移（訪問系サービス）



障害福祉サービス見込量と実績の比較推移（日中活動系サービス）



障害福祉サービス見込量と実績の比較推移（GH・CH）



精神障害者の障害福祉サービスの利用状況

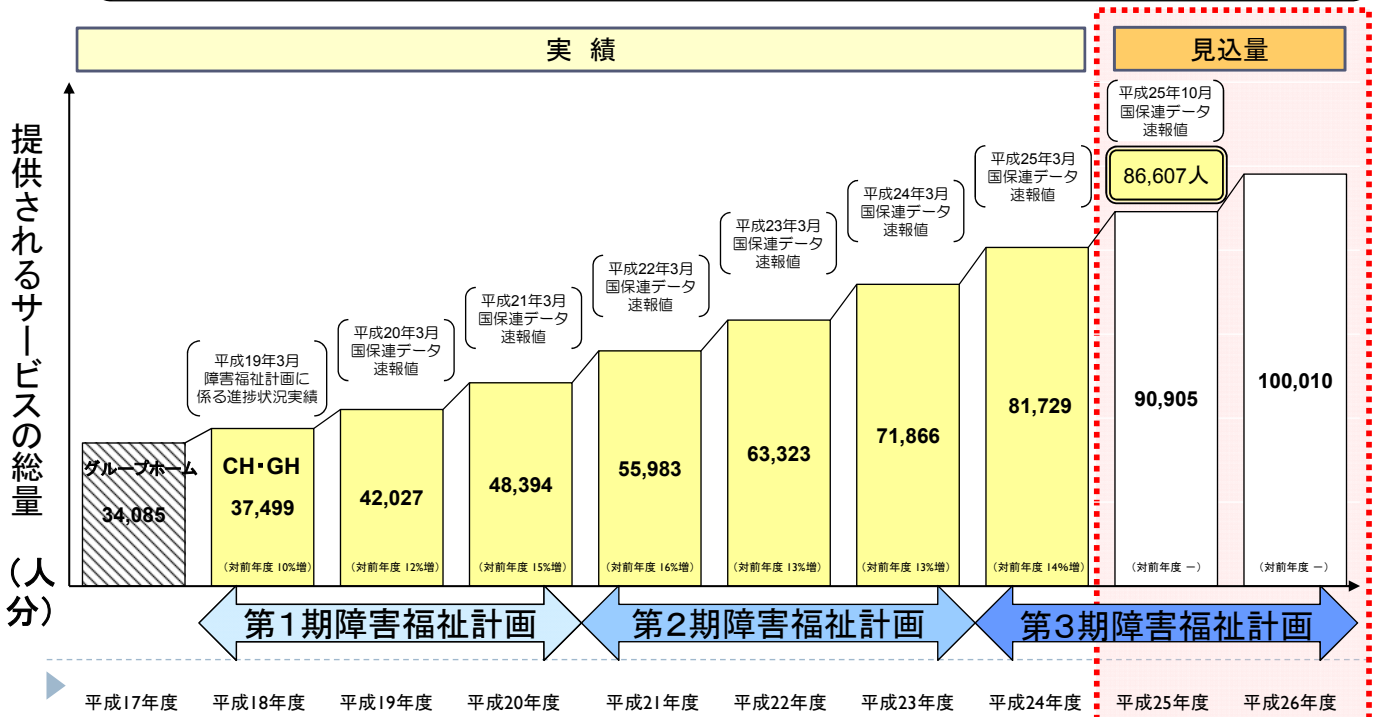
- 平成25年10月現在、障害福祉サービスを利用している精神障害者は、13.8万人（実人員）。
- 障害福祉サービスの種類ごとの利用状況を見ると、約2.2万人が住まいの場としてグループホーム、ケアホームを利用している。
- 日中活動の場としては、就労継続支援B型が5.4万人、就労継続支援A型が1.3万人、就労移行支援が1.1万人と就労系サービスの利用が最も多く、次いで日常生活上の訓練等を行う自立訓練（生活訓練）が0.7万人となっている。
- 平成24年4月から個別給付化された地域相談支援は、地域移行支援を427人、地域定着支援を806人が利用している。

サービス種類	平成25年10月					
	利用者数（人）					
	総数	障害種別内訳				
		身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害児	難病等対象者
居宅介護	144,984	65,897	24,856	44,312	9,550	369
重度訪問介護	9,606	9,241	312	40	5	8
行動援護	7,519	394	4,266	41	2,818	0
重度障害者等包括支援	38	17	21	0	0	0
同行援護	21,014	20,662	148	34	167	3
療養介護	19,333	16,713	2,605	6	8	1
生活介護	251,275	75,087	171,841	4,251	77	19
短期入所	37,875	10,034	20,903	1,117	5,817	4
共同生活介護	59,170	4,688	45,876	8,593	9	4
施設入所支援	133,362	41,248	91,343	757	8	6
共同生活援助	27,437	883	13,035	13,512	5	2
自立訓練（機能訓練）	2,626	2,559	26	34	2	5
自立訓練（生活訓練）	12,899	550	4,860	7,470	15	4
宿泊型自立訓練	4,240	56	1,391	2,793	0	0
就労移行支援	27,045	2,556	13,603	10,834	22	30
就労移行支援（養成施設）	199	199	0	0	0	0
就労継続支援A型	33,213	7,261	13,330	12,543	10	69
就労継続支援B型	175,352	22,608	99,060	53,571	67	46
計	967,187	280,653	507,476	159,908	18,580	570
計画相談支援	43,004	11,123	16,495	14,707	574	105
地域移行支援	511	32	52	427	0	0
地域定着支援	1,567	247	512	806	0	2
相談支援を含む計	1,012,269	292,055	524,535	175,848	19,154	677

（出典）国保連データ（10月サービス提供実績）

グループホーム・ケアホームの利用者数の推移

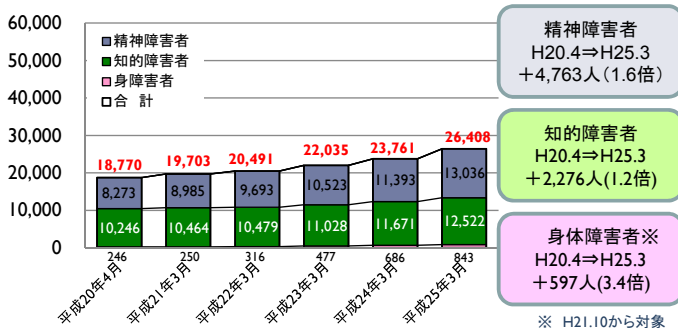
障害児・者の地域移行を推進し、障害者が居住の支援と日中活動の支援を自ら選択して利用できる昼夜分離を進めるなど、障害児・者が地域で安心して生活するためのサービス基盤の整備を促進する。
ケアホーム・グループホームの整備促進は、障害者の居住支援という観点から重要であり、各自治体が策定した障害福祉計画においては、平成26年度に10.0万人の利用が見込まれている。



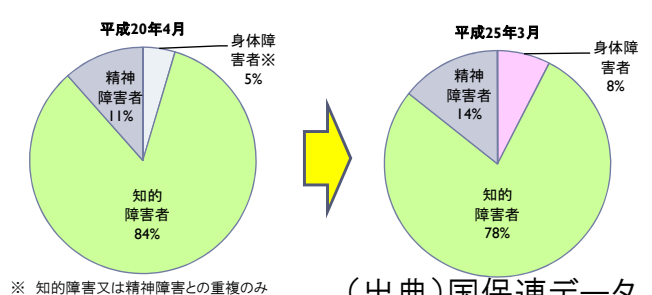
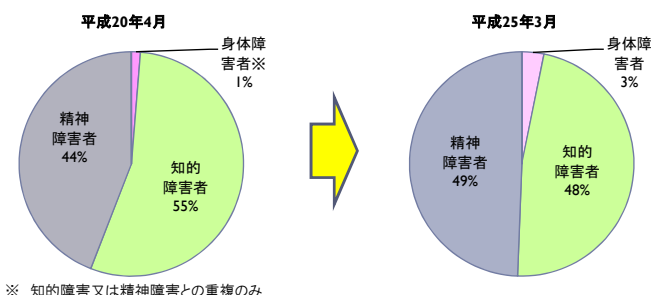
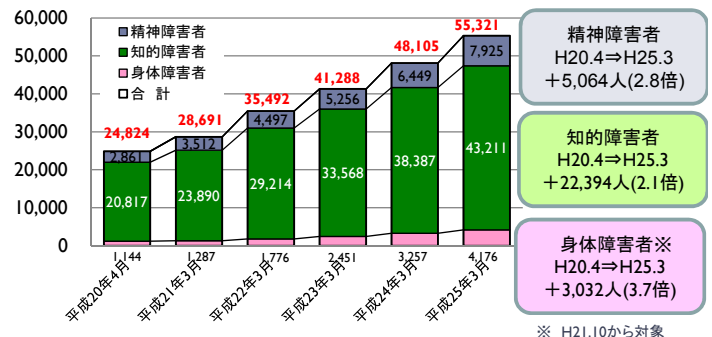
グループホーム・ケアホームの障害種類別利用者数の推移

- 平成20年4月から平成25年3月までの5年間で、グループホームは、利用者数が7,638人(1,527人/年)増加。ケアホームは、利用者数が30,497人(6,099人/年)増加。
- 利用者数の推移を障害種類別にみると、いずれも精神障害者の伸び率が知的障害者の伸び率を上回っている。

グループホーム



ケアホーム



(出典)国保連データ

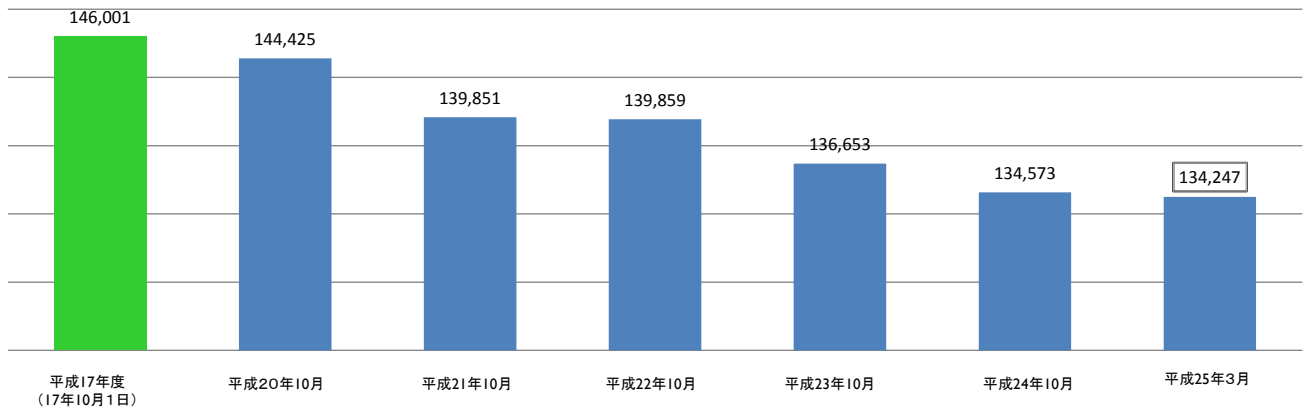
施設等から地域への移行の推進

入所施設の利用者数は、障害者自立支援法前から着実に減少している。
ケアホーム・グループホーム利用者は着実に増加している。

○施設入所者数の推移

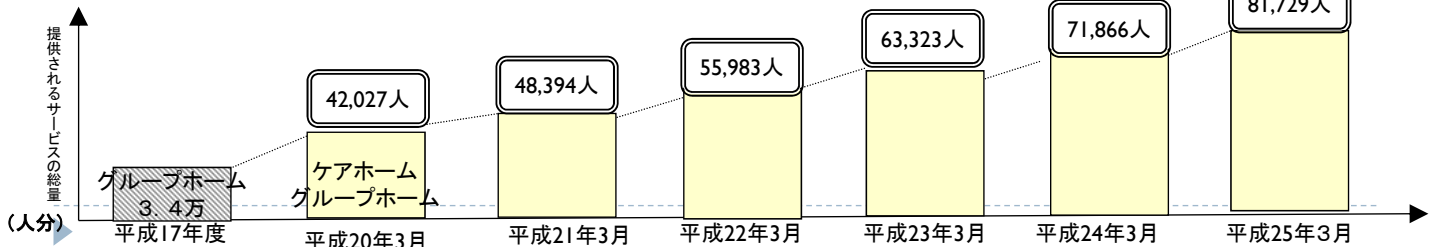
出典：国保連データ速報値等

入所者数(人)



○ケアホーム・グループホーム利用者の推移

出典：国保連データ速報値等



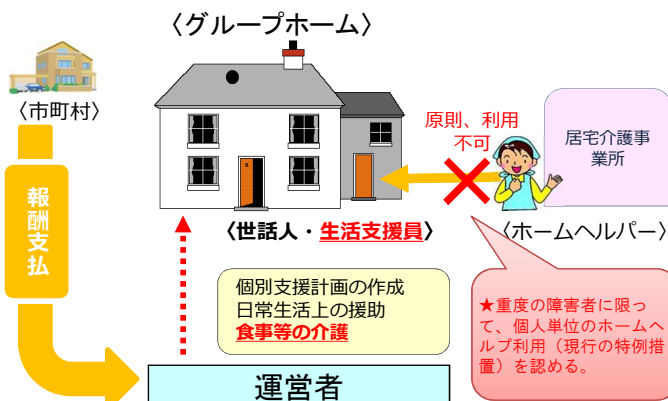
一元化後のグループホームにおける介護サービスの提供形態

一元化後のグループホームは、**介護を必要とする者としめない者が混在して利用することとなり、また、介護を必要とする者の数も一定ではないことから、全ての介護サービスを当該事業所の従業者が提供するという方法は必ずしも効率的ではないと考えられる。**一方、これまでのケアホームと同様に、馴染みの職員による介護付きの住まいを望む声もある。

グループホームで提供する支援を「基本サービス(日常生活の援助等)」と「利用者の個々のニーズに対応した介護サービス」の2階建て構造とし、介護サービスの提供については、① **グループホーム事業者が自ら行うか(介護サービス包括型(現行ケアホーム型))**、② **グループホーム事業者はアレンジメント(手配)のみを行い、外部の居宅介護事業所に委託するか(外部サービス利用型)**のいずれかの形態を事業者が選択できる仕組みとする。

介護サービス包括型のイメージ

- ★介護サービスについては、現行のケアホームと同様に当該事業所の従業者が提供。
- ★利用者の状態に応じて、介護スタッフ(生活支援員)を配置。



外部サービス利用型のイメージ

- ★介護サービスについて、事業所はアレンジメント(手配)のみを行い、外部の居宅介護事業者等に委託。
- ★介護スタッフ(生活支援員)については配置不要。

